

死因究明等推進計画の概要

1 現状と課題

- ・人口の高齢化を反映した死亡者数の増加
- ・法医学教室の人員、検案を担う医師等の人材確保の必要性
- ・死因究明等推進地方協議会の設置の促進、議論の活性化
- ・公衆衛生の向上・増進等を目的とした解剖・検査等が適切に実施される体制整備の必要性

2 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

○死因究明等の到達すべき水準

- ① 死因究明等を重要な公益性を有するものとして位置付け
- ② 必要な死因究明等が実現される体制の整備
- ③ 客観的かつ中立公正に実施
- ④ 権利利益の擁護、公衆衛生の向上・増進、被害の拡大防止等にも寄与

○死因究明等の基本的な考え方

- ・国の責務（具体的施策の実施）
- ・地方公共団体の責務（地域の状況に応じた施策実施、地方協議会設置の努力義務）
- ・大学の責務（大学における人材育成・研究実施の努力義務）
- ・医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の関係者の相互連携
- ・計画の対象期間は策定後3年を目安とする

3 死因究明等に関し講ずべき施策

- 基本法に定められた基本的施策を柱として、各省庁の取り組む施策を記載。（次頁）

4 推進体制等

- 3年に1回計画を見直し、毎年1回計画のフォローアップを実施
- 必要な人材確保、体制整備の明確化等を中長期的課題として明記

「死因究明等に関し講ずべき施策」に記載の主な施策

(1)死因究明等に係る人材の育成等

- ・ 専門的な死体検案研修会等の各種研修の充実による医師等の資質向上【厚生労働省】
- ・ 都道府県医師会や同歯科医師会と都道府県警察等との合同研修会等の実施【警察庁、海上保安庁】
- ・ 解剖・検査等の結果の検案医や読影する医師等への還元【警察庁、海上保安庁】

(2)死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- ・ 死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の維持・拡大【文部科学省】

(3)死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・ 都道府県の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定【厚生労働省】
- ・ 地方公共団体における専門的機能を有する体制整備の要請・協力【厚生労働省】

(4)警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・ より効果的・効率的な検視官の運用【警察庁】
- ・ 都道府県医師会、法医学教室等との連携強化【警察庁、海上保安庁】

(5)死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ・公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査に必要な報酬・備品、施設設備等の費用の支援【厚生労働省】
- ・検案する医師が法医学者に相談できる体制の構築、普及啓発【厚生労働省】
- ・地方における死因究明等の実施に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう、各大学医学部・歯学部関係者が出席する会議等の場を活用して要請【文部科学省】

(6)死因究明のための死体の科学調査の活用

- ・薬毒物・感染症等検査の充実【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・死亡時画像診断の研修の更なる充実【厚生労働省】

(7)身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・歯科診療情報の活用のための大規模データベース構築に向けた検討の実施【厚生労働省】

(8)死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の検討【厚生労働省】
- ・解剖等データベースの整備【厚生労働省】
- ・CDRについての検討【厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省】
- ・必要な関係行政機関への通報・情報共有【厚生労働省、警察庁、海上保安庁】
- ・遺族等への丁寧な対応【警察庁、法務省、海上保安庁、厚生労働省】

(9)情報の適切な管理

- ・情報管理の重要性の周知徹底等を通じた情報の適切な管理【関係全省庁】